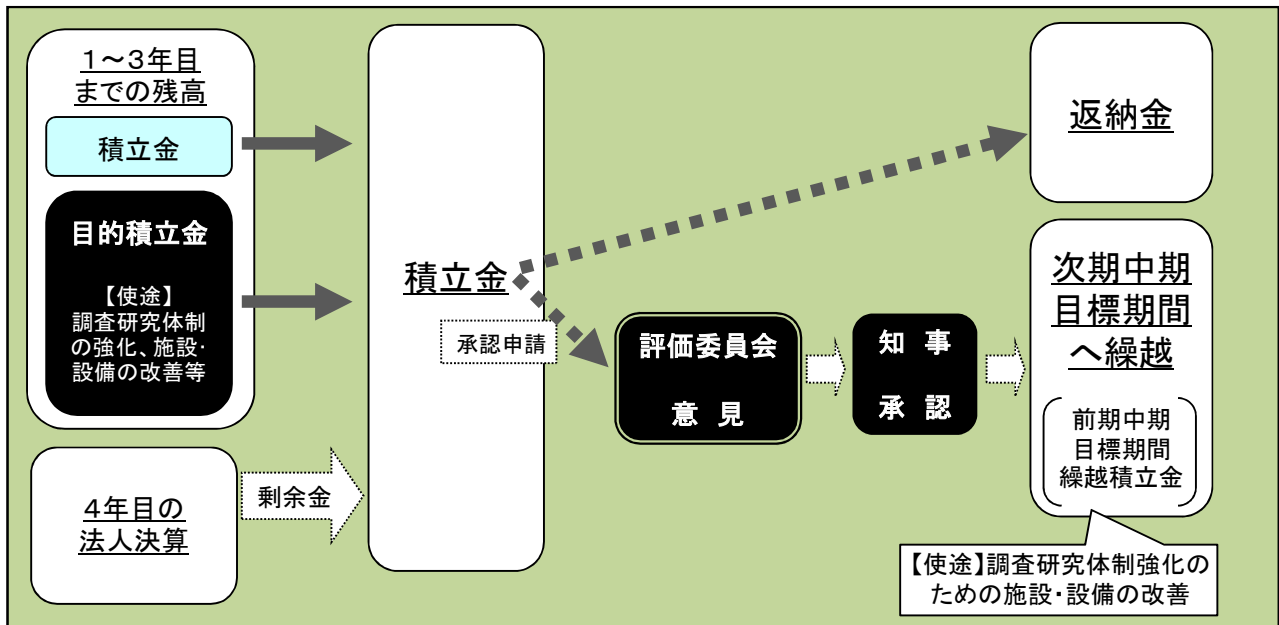


次期中期目標期間への積立金の繰越にかかる知事の承認について

1 概要

地方独立行政法人法上、中期目標期間の最後の事業年度に同法第40条第1項に定める積立金があるときは、そのうち設立団体の長の承認を受けた金額を次期中期目標期間における業務の財源に充てることのできる(同条第4項)と規定。

また、設立団体の長の承認は、評価委員会の意見を聴取(同条第5項)することと規定。



2 大阪府における繰越承認の基準

地方独立行政法人法第40条第4項の「設立団体の長の承認」は、以下の要件に照らし、適当と認められる場合とする。

○ 積立金は、大阪府に返納することを基本とする。

ただし、積立金のうち、合理的理由があるものについては、大阪府と個別協議の上、合理的な範囲内で次期中期目標期間への繰越しを承認するものとする。

(合理的な理由の例示)

- ① 法人の自己収入及び経営努力により生じた剰余金
- ② 実施できなかった業務を繰越す場合
- ③ 会計上の剰余金などで現金の裏付けのない場合(固定資産の残存価額等)
- ④ 棚卸資産や前払費用、仮払金など、翌年度以降に費用処理を行うもの など

繰越承認申請額

48百万円

1 法人の自己収入及び経営努力により生じた剰余金

26百万円…基準①

2 実施できなかった業務を繰越すもの

13百万円…基準②

3 会計上の剰余金として繰越が必要なもの

9百万円…基準③④

※大阪府返納額

18百万円

3 大阪府の考え方

次期中期目標期間への繰越については、地方独立行政法人法第40条第4項に基づき、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の申請どおり承認しても問題ないとする。